

第 1 章

障害福祉計画

第1章 計画の基本的事項

第2章
障害者と障害者
施策の現状

第3章 計画の全体像

第4章
計画の推進体制

第5章 重点施策

第6章
基本施策

第7章

第8章 資料編

1 障害者自立支援法に基づく制度概要

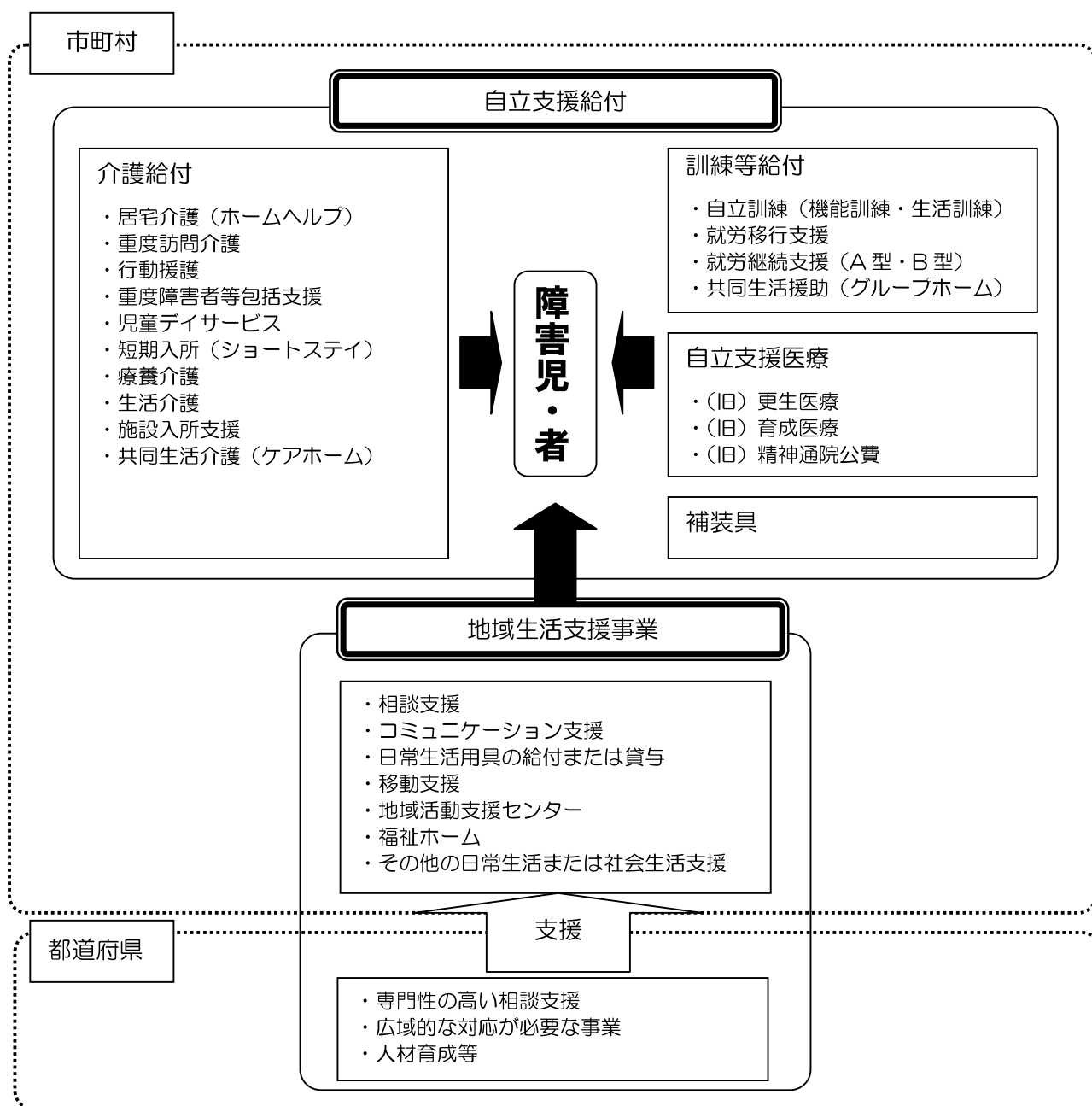
(1) 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法は、障害者が地域で暮せる社会を実現することを目的に制定されました。この法律のポイントは以下のとおりです。

障害者施策を3障害一元化	■ 3障害（身体、知的、精神）の制度格差を解消し、障害の種別にかかわらず必要なサービスが受けられる仕組みとしました。 ■ サービス提供主体を市町村に一元化し、都道府県はこれをバックアップする仕組みとしました。
利用者本位のサービス体系に改編	■ 33 種類の施設の体系を6つの事業に再編成しました。 ■ 地域生活支援や就労支援のための事業や重度障害者を対象としたサービスを創設しました。 ■ 規制緩和を進め、既存の社会資源を活用してサービスが提供できるようにしました。
就労支援を抜本的に強化	■ 新たに就労支援事業を創設しました。 ■ 雇用施策との連携を強化する仕組みとしました。
支給決定の仕組みを透明化、明確化	■ 支援の必要度の関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入しました。 ■ 審査会の意見聴取等支給決定プロセスの透明化を図りました。
安定的な財源を確保	■ 国や都道府県の負担責任を明確にしました。 ■ 利用者に応分の負担を求めることにより、皆で支える仕組みとしました。

(2) 自立支援法によるサービス体系

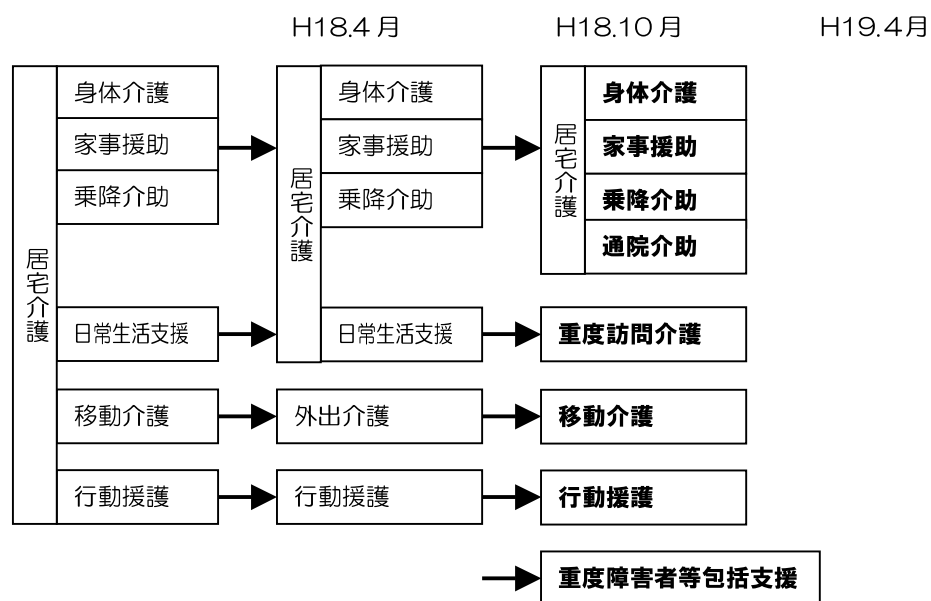
障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体を図に表すと、次の通りとなります。個々の障害者の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と都道府県や市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。



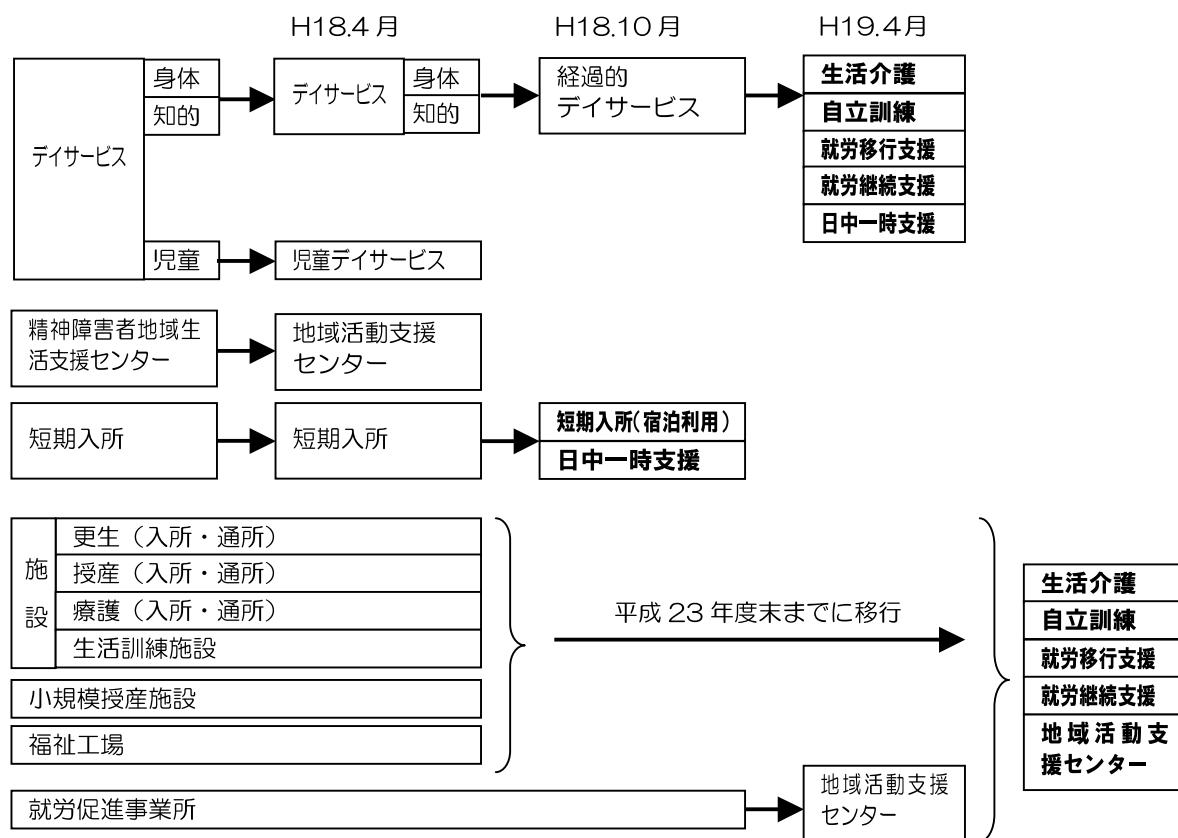
(3) 新事業体系への移行の流れ

新たな障害福祉サービスを訪問系サービス、通所・日中活動系サービス及び居住系サービスに大別してみると、本市の場合は、それぞれ以下のような段階を踏みながら、平成 23 年度にはすべてのサービスが新体系へ移行を完了することになります。

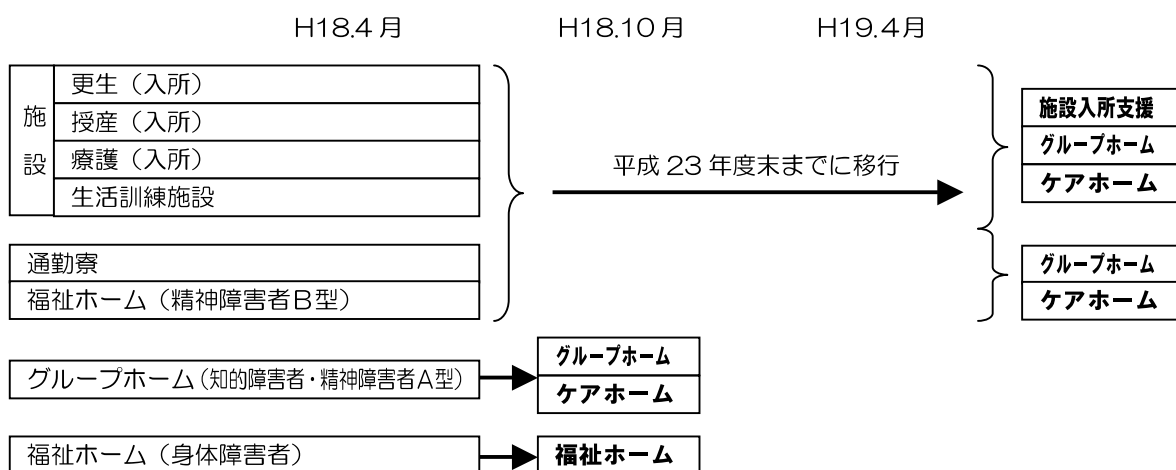
■訪問系サービス



■通所・日中活動系サービス



◆居住系サービス



2 障害福祉計画の基本的事項

障害福祉計画は、国が示した基本指針を踏まえ、平成 23 年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成 18 年度中に平成 20 年度までを第 1 期として策定します。

(1) 障害福祉計画の基本的理念（国の基本指針）

① 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること。

② 市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている傾向にある精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、*NPO 等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること。

NPO 法人 | : 民間非営利団体。福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のこと。

（２）障害福祉サービスの基盤整備（国の基本指針）

① 基本的考え方

障害福祉サービスの基盤整備に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととする。

◆全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障。

◆希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動サービスを保障。

◆グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

◆福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大。

② 見込量の算定のポイント

◆ポイント1

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基礎としつつ、障害者のニーズ、近年の利用者の伸び、今後新たに利用が見込まれる精神障害者や小規模作業所利用者の移行などを見込んだ上で、必要なサービス量を具体的に見込むものとする。

◆ポイント2

特に地域生活や一般就労への移行を進める観点から、下記の数値目標を設定するとともに、この目標を達成するために必要なサービス量の設定を行う。

- ・平成 23 年度末までに、現在の入所者の 1 割以上が地域生活に移行することをめざす。
⇒これにあわせて、平成 23 年度末時点の施設入所者数を 7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。
- ・平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す。
⇒これにあわせて、平成 23 年度における退院可能な精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。
- ・平成 23 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の 4 倍とすることをめざす。
⇒これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型をめざす。

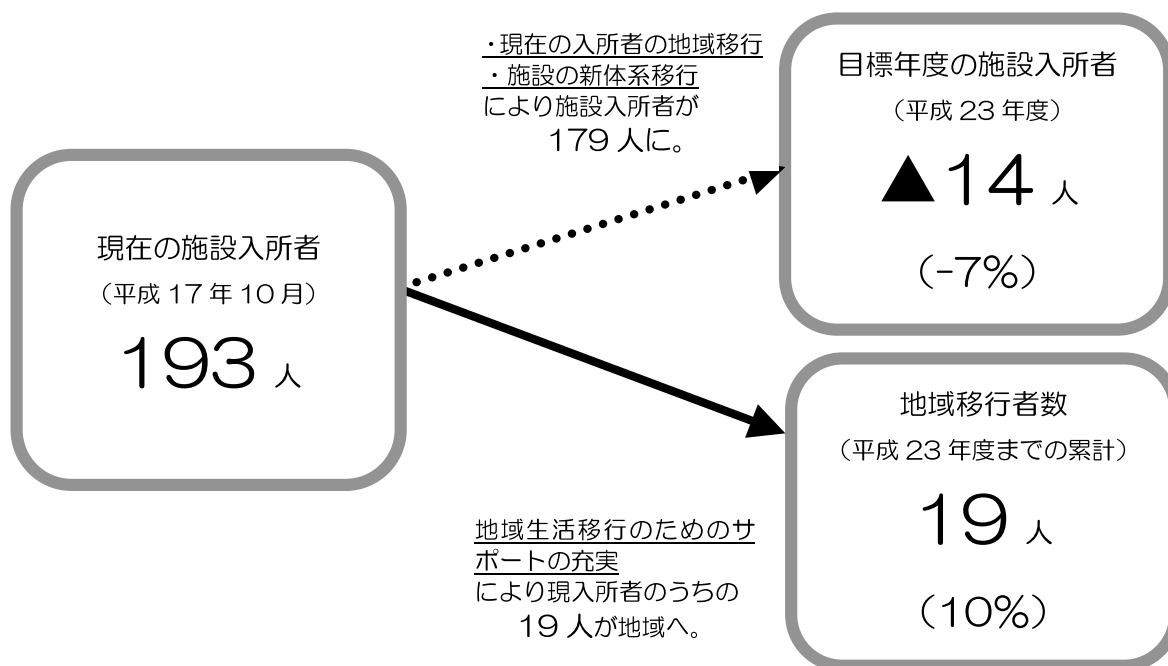
◆ポイント3

地域生活支援事業についても、地域の実情に応じ、数値目標を設定し、その事業量確保のための措置を明記するものとする。

3 平成 23 年度までの数値目標

障害者計画の基本施策の推進及び障害福祉サービスの提供基盤の整備等により、平成 23 年度までに以下の数値目標の達成をめざします。

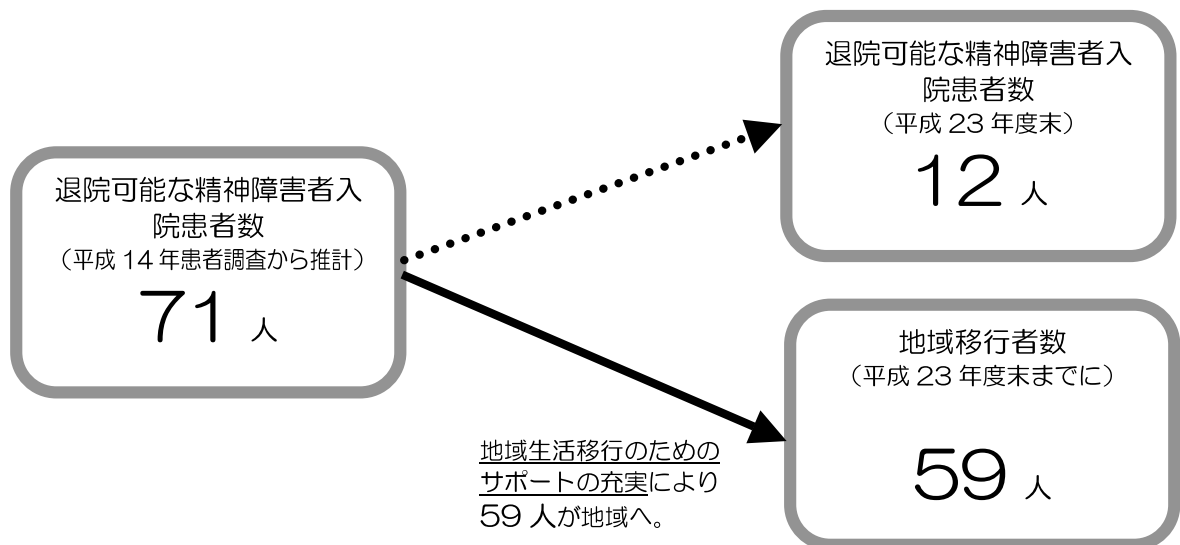
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行



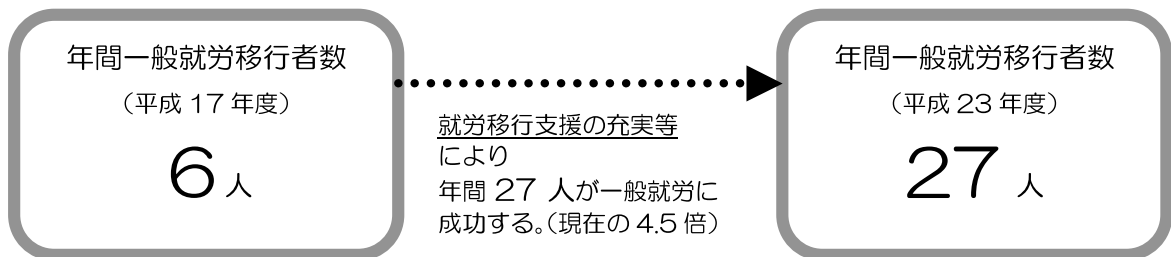
※この目標の対象として想定する施設は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設とする。

※地域移行は、上記施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。(家庭復帰を含む)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行



(3) 福祉施設から一般就労への移行等



4 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

◆サービス内容

居宅介護	ホームヘルパーの派遣により、自宅で食事、排泄の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で食事、排泄等の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせて包括的に提供します。

◆サービス見込み量

単位：人、時間

	H18		H19		H20		H23	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	180	2,370	204	2,686	226	2,977	295	3,881
重度訪問介護	5	1,039	5	650	5	650	9	1,170
行動援護	24	537	24	537	24	537	24	537
重度障害者等包括支援	0	0	1	120	1	120	1	120

◆見込み量確保の方向

地域生活への移行を推進する観点からサービス需用に応じたサービス量の確保が必要となるため、今後の新サービス体系に基づく提供体制の整備状況の把握に努めていきます。

特に、精神障害者を対象としたサービスや新たなサービス項目となる重度障害者等包括支援などは、サービス提供事業者が少ない、または該当がない現状となっており、訪問系サービスを実施している事業者等との協議を重ね、本市の実態に応じて、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

◆サービス内容

生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、食事、排泄の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、または生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A（雇 用）型 就労継続支援B（非雇用）型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の食事、排泄、入浴の介護等を行います。

◆サービス見込み量

単位：人、人日

	H18		H19		H20		H23	
	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日
生活介護	28	620	100	2,203	145	3,194	218	4,798
自立訓練（機能訓練）	0	0	24	455	24	455	28	516
自立訓練（生活訓練）	5	89	8	153	8	153	29	535
就労移行支援	0	0	45	833	54	1,013	67	1,258
就労継続支援A（雇 用）型	3	56	9	161	14	265	31	578
就労継続支援B（非雇用）型	0	0	40	743	61	1,140	80	1,501
療養介護	2	-	2	-	2	-	24	-
児童デイサービス	41	216	43	227	45	238	51	269
短期入所	112	266	123	292	136	322	181	428

◆見込み量確保の方向

今後約5年間かけて、サービス提供事業者が利用者の意向などを踏まえながら新体系へ移行することになるため、サービス提供事業者の新体系への移行の状況やサービス需要の動向の把握に努めていきます。

特に、3障害のサービスが統合されたことにより、サービス提供に当たっては、新たな障害に対応できる体制を整えていくことが必要であり、これまで各事業者が培ってきたノウハウを生かしたうえで、新体系によるサービスが円滑に提供できるよう、関係機関の連携を強め、情報の共有化等に努めていきます。

また、利用期限の定めのある事業もあるため、途切れることなく時機に応じた支援が提供できる支援体制の構築をめざします。

(3) 居住系サービス

◆サービス内容

共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
共同生活介護	共同生活を行う住居において、夜間や休日の食事、排泄、入浴の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の食事、排泄、入浴の介護等日常生活の支援を行います。

◆サービス見込み量

	単位：人			
	H18	H19	H20	H23
共同生活援助 共同生活介護 (合算)	29	38	39	66
施設入所支援	5	82	92	179

◆見込み量確保の方向

地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な確保が必要となるため、今後の地域移行の状況を把握し、広域的な基盤整備の状況も踏まえ、必要量の確保に努めます。

また、施設入所支援については、新体系の中で日中活動とは分離し「住まい」の場を提供するサービスとして位置づけられたことを踏まえ、可能な限り「住まい」の場が、施設から地域へと移行することをめざしながら、サービス提供の適切な調整を事業者と連携して行っていきます。

(4) 指定相談支援

◆サービス内容

障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者等、計画的なプログラムが必要な利用者に対し、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。

◆サービス見込み量

	H18	H19	H20	単位：人 H23
指定相談支援	2	17	19	23

◆見込み量確保の方向

新サービス事業体系への移行が進むにつれて、相談支援サービスの需要が高まっていくことがと予測され、今後のサービス事業者の新体系への移行の状況やサービス利用対象者の状況等の把握に努め、必要量の確保に努めます。

サービス利用計画の作成においては、個々のサービス利用対象者の生活の質の向上を図るほか、地域における必要なサービスの種類や量を明らかにする効果も期待されます。相談支援事業の効果的な実施を図るため、地域自立支援協議会において、関係機関による連携強化の推進などについて、協議を進めていきます。

5 地域生活支援事業の見込み量

(1) 相談支援事業

◆サービス内容

相談支援事業	障害者の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、新たに設置される地域自立支援協議会を中核にし、地域のさまざまな相談機能を活かしながら、障害種別に対応できる総合的な相談窓口の設置を進めます。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市に配置することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な人について、入居に必要な調整などに関する支援や家主等への相談・助言などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

◆サービス見込み量

単位：カ所				
	H18	H19	H20	H23
相談支援事業				
障害者相談支援事業	3	3	3	3
地域自立支援協議会	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1

(2) コミュニケーション支援事業

◆サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて支援を図ります。

◆サービス見込み量

	H18	H19	H20	単位：人 H23
コミュニケーション 支援事業	260	260	270	280

(3) 日常生活用具給付等事業

◆サービス見込み量

	H18	H19	H20	単位：件 H23
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	17	17	17	17
自立生活支援用具	24	24	24	24
在宅療養等支援用具	18	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	33	33	33	33
排泄管理支援用具	166	338	344	366
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	8	8	8	8



(4) 移動支援事業

◆サービス内容

外出時に支援が必要と認められる人に、円滑に外出が行えるよう、移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加を促進します。

◆サービス見込み量

単位：カ所、人、時間

	H18		H19		H20		H23	
	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間
移動支援事業	18	343 7,650	18	389 8,670	19	431 9,605	20	562 12,525
移動支援事業（※車両移送型） （時間の計上はなし）	1	980	1	980	1	1,050	1	1,100

(5) 地域活動支援センター

◆サービス内容

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

◆サービス見込み量

単位：カ所、月延人

	H18		H19		H20		H23	
	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数
地域活動支援センター 基礎的事業	0	0	3	315	2	195	1	100
地域活動支援センター 機能強化事業	1	564	2	890	2	700	3	845

(6) その他の地域生活支援事業

見込み量の設定は行いませんが、次の事業も地域生活支援事業として実施します。

① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。

② 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害者を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

③ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費の支給や、訓練等を終了し就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰を促進します。

④ 知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

⑤ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。

⑥ 生活サポート事業

在宅生活を送る上での日常的な相談支援（生活支援）をボランティア支援員（生活協力員）が支援を行います。

また、ピアサポーターを養成して、派遣することにより、障害者本人の権利意識を高め、自己決定や自己実現をしていくための支援を強化していきます。

⑦ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流を図ります。文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や音訳、SP コードの市の広報紙を定期的に提供します。また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成します。
